

4－2－（1）令和3年度 学校いじめ防止基本方針

小松市立今江小学校

1 いじめ問題への基本姿勢

（1） いじめの定義と基本的な考え方

いじめは、「児童に対して、該当児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、該当行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。
（平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法 第1章 第2条）

児童は、いじめを行ってはならない。

（平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法 第1章 第4条）

全ての教職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめに全く無関心ですむ児童はない。」という共通認識にたち、本校の全校児童がいじめのない学校生活を送ることができるよう、人権教育や道徳教育、体験活動等の充実に努めるとともに、保護者他関係者との連携を図ることで、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。

（2）学校を挙げた積極的対応

ア 学校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進する

「いじめ問題対策チーム」を常設し、平時からいじめ問題に備えるとともに、日々教職員の見守りなどを通して、早期の発見につなげていく。

イ 警察や児童相談所などの外部機関や家庭・地域と連携を取り、「風通しのよい学校」づくりを推進する

関係機関等との連携を深め、外部の人材も積極的に活用するとともに、学校側からも情報を発信することで、双方向で「風通しのよい」関係を築いていく。

ウ いじめの問題に組織的に対応し、児童が安心して学ぶことができる環境を整える

いじめの問題が発生した場合には、関係職員による個別案件対応班を組織し、役割分担に沿って迅速・的確に対応し、いじめの早期解決を図るとともに、再発の可能性を十分に考え、解消後も注意深く観察を続ける。

（3）平時からの基本姿勢

ア いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分に認識すること

全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした事前の働きかけを行うことが、最も合理的で有効な対策であることを認識すること。

イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一

人ひとりに徹底すること

いじめられている児童については、学校が徹底して守り抜くという姿勢を日頃から示すとともに、いじめている児童については、警察等との連携も含め、毅然とした対応をとることを示すこと。

ウ 児童一人ひとりを大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること

教職員の言動が、児童に大きな影響力を持っていることを十分認識して、いやしくも教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長する事がないようにする。

エ いじめが解消したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること

一場面での指導で解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行うこと。

オ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること

児童が発するサインを見逃さないよう、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努めるとともに、児童の実態に合わせた定期的なアンケート調査、個人面談等を実施して、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

2 いじめ問題対策チームの構成員と対策チームの役割

- ・『今江小 いじめ問題に対する校内体制』(4-2-1-5 頁) 参照

3 いじめの未然防止

(1) わかる授業づくり

- ・生徒指導の3機能を活かした授業づくり

学習指導に際し、生徒指導の3機能を活かした学習活動を意識し、児童の心の充実を図る。

- ・教職員の学び合い

教職員校内研修や校内OJTを進め、全教職員の授業改善を図る。

(2) 道徳教育や人権教育の充実

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育

道徳教育の目標（自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他人と共によりよく生きるために基礎となる道徳性を養う）を全教職員で共通理解し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を意図的・計画的に実践する。今年度は、「親切、思いやり」・「伝統や文化の尊重、国や郷土を愛する態度」に重点を置いて行う。

- ・「考え方、議論する道徳」

いじめに関する事例などを取り上げ、児童が自分自身のこととして、多面的・多角的に考え、議論していくような授業を行う。

(3) 規範意識の育成

- ・問題行動への対処

「社会で許されない行為は、学校においても許されない」という毅然とした指導方針を示し、教職員で揃えて「社会の一員」としての責任と義務を指導する。

- ・月目標の工夫

毎月の生活目標の意識を高めるため、学級後ことにめあてを持ち、取り組みを振り返り、評価・改善を図る。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

- ・「ピア・サポート」

縦割り掃除や学習発表での異学年交流を通して、教える側も教えられる側も体験し、自己有用感や自ら関わっていこうとする意欲などを培う。

(5) 児童会などが中心となる取組

- ・挨拶運動

運営委員会や各委員会が中心となって、朝玄関で挨拶を交わし合う。

- ・児童集会

運営委員会が計画・実施する全校での集会を前期後期に一回ずつ行う。また、毎月のしろやまっ子議会で学校生活の困りごとや改善点を話し合い、学校生活の活性化につなげる。

(6) 体験活動を取り入れた取組

町民文化展や敬老会補助ボランティアなど町内の活動に積極的に参加する。

(7) 児童が主体的に活動する取組

- ・児童会行事

高学年は「全校のみんなが楽しくなるような企画を計画・運営」し、低学年は「友達やまわりの人と一緒にになって楽しむ」ことを目標に、達成感を得られるような主体的な活動を行う。

(8) 家庭や地域と連携した取組

- ・非行被害防止講座の実施

保護者を対象に開催し、「ネット被害」の事例などをもとに、いじめ問題に対する理解を深めるとともに、家庭や地域が果たす役割についても考える機会とする。

4 いじめの早期発見

(1) いじめ実態調査アンケート

・いじめ実態調査アンケートとその結果に応じた面談を年間を通して実施し、児童の訴えや人間関係の経過を複数の目で観察する。(6月、11月、2月) また、いじめ実態調査アンケートに関わらず、学級の児童との個別面談も必要に応じて隨時行う。

(2) 日々の観察と共通理解

- ・教職員が授業中だけでなく、休み時間や放課後の児童の様子も観察することを心がける。

・普段から教職員一人一人が、児童の些細な行動も職員間で話題にし、共通理解できる雰囲気作りに努める。

- 定期的及び児童の状況に応じて迅速に児童理解の会を開き、全職員での共通理解を図る。

5 いじめへの対応

- いじめ対応マニュアル『今江小 いじめ問題に対する校内体制』(4・2・1・5頁)に基づいて、迅速に対応する。

6 年間計画

月	活動	担当
4	・あいさつ運動 ・生徒指導校内研修	・6年担任 ・生徒指導部
5	・児童理解の会	・生徒指導部 ・生徒指導部
6	・ほっと週間 ・いじめ実態調査アンケート	・生徒指導部、児童会
7		
8	・平和集会 ・生徒指導校内研修	・人権平和教育担当 ・生徒指導部
9	・前期の取り組みの反省	・生徒指導部 ・生徒指導部
10		
11	・ほっと週間 ・いじめ防止スローガン ・いじめ実態調査アンケート	・人権平和教育担当 ・児童会運営委員 ・生徒指導部
12	・人権集会 ・児童理解の会	・児童会運営委員 ・生徒指導部
1		
2	・いじめ実態調査アンケート ・非行被害防止講座 ・児童理解の会	・生徒指導部 ・生徒指導部 ・生徒指導部
3	・今年度の取り組みの反省	・生徒指導部

※通年の取り組み

- ・あいさつ運動（児童会運営委員）
- ・児童理解の会（生徒指導部）

今江小 いじめ問題に対する校内体制

